

犯罪被害者等給付金の支給についての裁定に係る審査基準の改定概要

1 趣旨

審査基準の参照先を「別紙」から、「別紙」の内容を網羅する「犯罪被害給付制度事務処理要領」（令和6年3月18日付け警察庁長官官房長通達別添）に変更する。

2 改定内容

（1）不要な条項の削除

「法令の定め」の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第15条（不正利得の徴収）については、国家公安委員会の事務に係る規定であり、当県の審査基準として示す必要性がないことから、同条を削除する。

（2）審査基準の参照先の変更

審査基準の参照先を「別紙」から「事務処理要領」に変更する。

（3）その他

用語の整理等

3 施行期日

未定（令和6年5月予定）